

根室市外国人技能実習生等出入国臨時支援金給付要綱

令和3年3月25日訓令第27号

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延防止のため、国の水際措置によって外国人技能実習生等の出入国に要する負担が増大している根室市内の事業者に対して、外国人技能実習生等出入国臨時支援金（以下「支援金」という。）を給付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「外国人技能実習生等」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能若しくは技能実習の在留資格を有する者又は同法別表第1の5の表の特定活動の在留資格を有する者（技能実習の在留資格から特定活動の在留資格への変更の許可を受けた者に限る。）をいう。

(支援金の給付対象者)

第3条 支援金の給付を受けることができるものは、根室市内に主たる事務所及び工場等を有し、かつ、根室市内において外国人技能実習生等を雇用する事業者であって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員がその事業活動に関与していないものとする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに日本に入国又は日本を出国した外国人技能実習生等1人につき3万円とする。

(支援金の給付の申請)

第5条 支援金の給付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、根室市外国人技能実習生等出入国臨時支援金給付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 外国人技能実習生等名簿兼申請内訳書（別記第2号様式）
- (2) 外国人技能実習生等の在留資格及び出入国（申請に係る部分に限る。）を証する書類
- (3) 申請者が根室市内において雇用をした外国人技能実習生等であることを証する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援金の給付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、これを速やかに審査し、給付の可否を決定し、根室市外国人技能実習生等出入国臨時支援金給付決定（却下）通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 支援金の給付は、申請者が指定する口座への振込みにより行うものとする。

(支援金の給付の申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条1項に規定する通知書を受理した後において、当該通知書に係る支援金の給付の決定又は却下の内容若しくはこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知書を受理した日から起算して10日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(支援金の給付の決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、虚偽その他不正な手段によって支援金を受けたと把握した場合、支援金の決定を取消し、その者から支援金を返還させることができる。

(調査等)

第9条 市長は必要があると認めるときは申請者に対し必要な報告を求め、または調査することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別記第1号様式 (第5関係) **【別添】**

別記第2号様式 (第5関係) **【別添】**

別記第3号様式 (第6関係) **【別添】**